

金沢市惣構・まちなか用水検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市内に残る歴史的かつ由緒ある惣構及び用水の保存及び整備等に関し専門的に検討するため、金沢市惣構・まちなか用水検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 惣構及び用水の所在の調査に関する事項
- (2) 惣構及び用水の歴史的・文化的価値の考証に関する事項
- (3) 惣構及び用水の復元等を含む保存の方法に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、歴史遺産及び歴史的景観に専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、金沢市文化スポーツ局文化財保護課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 金沢市惣構・まちなか用水検討部会設置要綱（平成19年4月1日決裁）は、廃止する。